

浦安市富岡地域包括支援センター
運營業務委託公募型プロポーザル募集要項

令和8年6月

浦安市 福祉部 高齢者包括支援課

1. 事業の趣旨及び目的

本募集要項は本市における地域包括ケアを推進する中核拠点である地域包括支援センターの運営のため、浦安市富岡地域包括支援センター運営業務の優先契約候補者の選定を行うことを目的として、実施する公募型プロポーザルの概要、審査手順等を示すものである。

2. 概要

(1) 件名

浦安市富岡地域包括支援センター運営業務委託

(2) 業務概要

「浦安市富岡地域包括支援センター運営業務委託仕様書」のとおりとする。

※地域包括支援センターの増設に伴い、履行期間中に担当圏域が変更になることがある。

(3) 履行期間

令和9年4月1日から令和12年3月31日まで

(4) 履行場所

浦安市富岡三丁目1番9号 富岡地域包括支援センター

浦安市東野三丁目4番1号 ASMACI 浦安1階 富岡地域包括支援センター東野支所

(5) 委託上限額

195,343,000円（消費税非課税）

金額は全期間の金額（3年間分 債務負担行為）。

(6) 運営財源

運営財源については、(5)の委託料の他、介護予防ケアマネジメント費（第1号介護予防支援事業）及び介護報酬（指定介護予防支援）による。

ア 介護予防ケアマネジメント費（第1号介護予防支援事業）

毎月の介護予防ケアマネジメントの実施件数に応じた介護予防ケアマネ

ジメント費は、受託者の収入とする。なお、以下の介護予防ケアマネジメント費の単価（1件当たり）は令和7年度の参考額である。

（ア）地域包括支援センターが、直接、介護予防ケアマネジメントを行う場合の単価

基本額：4,884円、初回加算：3,315円

（イ）指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合の単価（事務手数料収入）

49円

イ 介護報酬（指定介護予防支援）

指定介護予防支援を実施した場合に支払われる介護予防サービス計画費（介護報酬）は、受託者の収入とする。委託料で積算した職員以外に受託者が独自に従事者1名以上を雇用すること。なお、以下の報酬額の単価（1件当たり）は令和7年度の参考額である。

（ア）地域包括支援センターが、直接、指定介護予防支援を行う場合の単価

基本額：4,884円、初回加算：3,315円

（イ）指定居宅介護支援事業者に業務の一部を委託する場合の単価（事務手数料収入）

49円

ウ 注意事項

委託料の支払いは、概算払い（年度末に精算を行う）とし、受託者の請求により四半期ごとに支払う。年度末において精算を行う。

（7）事務局

浦安市 福祉部 高齢者包括支援課

TEL:047-381-9028（直通）

FAX:047-390-7918

E-mail:koureihoukatu@city.urayasu.lg.jp

3. 参加資格要件

浦安市富岡地域包括支援センターを適切、公正、中立かつ効率的に運営できる法人で、次の（１）及び（２）の要件を満たす法人であること。なお、本プログラム期間中に要件を満たさなくなった場合は、その時点で失格とする。

（１）経営組織・運営実績について、次のいずれかの要件を満たすこと。

ア 老人介護支援センター（在宅介護支援センター）の設置者、地方自治法に基づく一部事務組合又は広域連合を組織する市町村、医療法人、社会福祉法人、包括的支援事業を実施することを目的として設置された公益法人又はNPO法人

イ その他市長が適当と認めるもの

（２）以下の要件を全て満たすこと。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当していない者であること。

イ 浦安市入札参加資格者名簿に登録されているもののうち、「委託」に登録があるもの。ただし、対象業務の特殊性などを考慮し、名簿に登録されていない者が参加することもできるものとする。※浦安市入札参加資格者名簿に登録されていないものが受託者に選定された場合、速やかに資格登録すること。

ウ 浦安市入札参加資格者指名停止措置要綱の規定による停止措置を受けていない者であること。

エ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、更生手続開始の決定又は再生計画認可の決定が応募書類の提出日以前になされている場合はこの限りではない。

オ 破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て中 又は破産手続中でないこと。

カ 法人税、法人市県民税、消費税及び地方消費税を滞納していないこと。

キ 支払金額は前項（５）で定めた限度額内であること。

4. 募集及び選定スケジュール

募集要項の公表	令和８年６月２４日（水）
質問の締切	令和８年７月１日（水）午後５時
質問への回答	令和８年７月８日（水）
応募締切（応募書類の提出期限） （第１次審査）	令和８年７月２９日（水）午後５時
第１次審査の結果通知	令和８年８月５日（水）予定
提案書の提出期限 （第２次審査）	令和８年８月１９日（水）
ヒアリングの実施	令和８年８月２７日（木）予定
審査結果の公表	令和８年９月上旬予定
契約協議・契約の締結	令和８年９月中旬予定

5. 応募手続き

（１）浦安市ホームページに募集要項を掲載・公表して募集を行う。応募期間は、令和８年７月２２日（水）から令和８年７月２９日（水）午後５時（土日は除く）までとする。

（２）質問の受付と回答

ア 質問しようとする者は、「浦安市富岡地域包括支援センター運営業務委託公募型プロポーザル応募様式集」の質問票（様式第７号）に必要事項を記入し、「２．概要（７）」で示したメールアドレスにＥメールで提出する。なお、質問の提出後、担当課に電話にて着信確認を行うものとする。

イ 質問の受付期間は、令和８年６月２４日（水）から令和８年７月１日

(水) 午後 5 時までとする。

ウ 質問事項に対する回答は、令和 8 年 7 月 8 日 (水) から浦安市ホームページで公表する。

(3) 応募書類の受付

応募者は、次のとおり応募書類を提出すること。なお、作成方法の詳細は「浦安市富岡地域包括支援センター運營業務委託公募型プロポーザル応募様式集」に従うものとする。

ア 受付期間

令和 8 年 7 月 22 日 (水) から令和 8 年 7 月 29 日 (水) (土日を除く)

イ 受付時間

午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出先

浦安市 福祉部 高齢者包括支援課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参すること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

提出書類については、全て A 4 サイズ (A 3 サイズの場合は、折込みとする。) とし、提案書表紙 (様式第 1 号) ・背表紙 (任意様式) をつけ左綴じとし (ファイル可)、書類名がわかるよう右端上部から順にインデックスを添付し、10 部 (正本 1 部、副本 9 部) 提出すること。提出書類は次の内容を含んだものとする。

(ア) 事業計画書 (様式第 2 号)

(イ) 収支計画書 (様式第 3 号)

(ウ) 類似業務実績書 (様式第 4 号)

(エ) 応募者概要書 (様式第 5 号)

(オ) 担当者経歴書 (任意様式)

(カ) 直近1か年の法人税、消費税及び地方消費税、法人市民税、固定資産税の納税証明書

(キ) 個人情報の取り扱いに関する規約、管理マニュアル等

なお、書類の提出後、明らかに参加資格要件を満たしていないと認められた事業者については失格とし、事務局において理由を明記した失格通知書を送付する。

6. 審査の手続き

(1) 第1次審査

提出された応募書類を審査し、第2次審査に進む応募者（5者以上）を選定する。事業者選定委員会は、応募者が応募資格要件を満たしていることを確認した上で、別表1「第1次審査の評価基準」に基づき応募書類を評価し、評価の高い5者以上を選定する。

なお、参加資格要件を満たす応募者が5者未満の場合は、応募者が応募要件を満たしていることの確認をもって審査を終了する。

また、参加資格要件を欠いている応募者は失格とする。

これ以降の手続きは、第1次審査に合格した応募者のみを対象とする

(2) 提案書の受付

第1次審査に合格した応募者は、次のとおり提案書を提出するものとする。

ア 受付期間

令和8年8月6日（木）～令和8年8月19日（水）（土日祝日を除く）

イ 受付時間

午前9時から午後5時まで

ウ 提出先

浦安市 福祉部 高齢者包括支援課

エ 提出方法

浦安市ホームページから提出書類を入手し、必要図書を整え、直接持参す

ること。なお、書類の作成に要する費用は応募者の負担とする。

オ 提出書類

(ア) 企画書

(イ) 本業務への実施体制がわかる書類

(ウ) 業務実施に際しての基本的な取り組み方針等

(エ) 見積書（様式第6号）

カ 提出部数

原本1部、コピー9部

(3) 第2次審査

事業者選定委員会は、提出された提案書及びヒアリング内容等について、別表2「第2次審査の評価基準」に基づき評価を行い、最高点を獲得した応募者（70%以上を獲得した者に限る）を業務の受託予定者として選定する。ただし、最高点を獲得した応募者が複数あった場合は、見積書の価格が安価な応募者を受託予定者として選定する。

最高点を獲得した応募者が、選定後に参加要資格件を満たさないと認められた場合、または提案書に明記された業務実施体制が著しく変わった場合等は、業務の受託者としての資格を取り消し、次に評価の高い応募者と契約交渉を行う。

(4) ヒアリングの実施

ア 実施日時等

令和8年8月27日（木）に実施予定。時間及び場所については、第1次審査に合格した応募者に通知する。

イ 出席者

責任者及び主担当者（業務の中心的役割を担う担当者）を含め4名以内とする。

ウ ヒアリング内容

提案書の内容に関する説明20分以内及び質疑応答10分程度の30分程

度を予定とする。なお説明は、提出した提案書の記載内容を逸脱しない範囲とし、提案書の要点を簡潔にまとめたものとする。説明は主に主担当者が行うこと。

7. 提出書類の取り扱い

- (1) 応募者から提出された書類は、応募者の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある場合、不開示とする。ただし優先契約候補者の選定後において、優先契約候補者の提出した書類について開示請求があったときは、浦安市情報公開条例第7条の規定により不開示情報以外の部分を開示するものとする。
- (2) 優先契約候補者にならなかつた応募者の提出書類は、優先契約候補者の選定後、速やかに返却するものとする。
- (3) 応募者から提出された書類は、審査に必要な範囲で複製することができるものとする。また、提出された書類（優先契約候補者が提出した書類を除く。）は、プロポーザル方式等により優先契約候補者を選定する以外の目的では使用しない。

8. その他

受託候補者は、令和9年4月1日から円滑に業務を開始できるよう、以下のアからウまでを令和9年3月末までに行うこと。ただし、イに要する経費については、必要に応じて別途市と契約するものとする。

- ア 事業計画やマニュアルの策定、職員の配置準備等
- イ 地域包括支援センター業務の引継ぎ
- ウ 業務に必要な研修への参加など、業務の開始に当たって必要な事項の準備

別表1 第1次審査の評価基準

評価項目	判断基準	配点
応募者の実績	応募者の業務実績を評価する。	10点
業務体制	受託した場合の業務体制を評価する。特に実施体制、支援体制の人数、役割分担等の具体的内容を中心に評価する。	10点
取り組みの姿勢	応募者の取り組みに関する姿勢、方針、熱意等を評価する。	10点
合 計		30点

別表2 第2次審査の評価基準

	評価項目	判断基準	配点
事業計画	経営方針	①応募団体経営の目標・方針が明確であるか ②経営方針と施設の目的が合致しているか	5点
	応募の理由	①応募の理由が明確であるか ②業務の目的を理解した理由となっているか	5点
	事業の実施方針	①市民の平等な利用が確保されるものであるか ②仕様書に定める基本的な方針を履行できるか ③業務運営体制が確保されているか	5点
	類似業務の実績	① 類似した業務の運営の実績はあるか	5点
	小計		20点

	評価項目	判断基準	配点
業務運営計画	職員計画	① 職員の採用、確保に対する見通しがあるか ② 人材育成・接遇等適切な職員研修の機会が確保されているか ③ 経験、実績のある人材が配置されているか ④ 効果的効率的な運営が期待できる勤務条件であるか ⑤ 無理のない職員のローテーション等となっているか ⑥ その他、職員計画に関する優れた提案がされているか	20点
	収支予算書	① 収入額について、積算は適正であるか ② 支出額（特に人件費）について、積算は適正であるか	5点
	個人情報の保護措置	① 個人情報の保護措置が適正であるか ② その他、個人情報の保護措置に関する優れた提案がされているか	5点
	緊急時の対策	① 人的・物的な危機管理の対策が整備されているか ② 夜間等の緊急時に連絡のとれる体制が確保されているか	5点
	小計		35点

	評価項目	判断基準	配点
業務内容に関する取組み	主要事業	① 地域包括支援センターの機能と役割等について優れた考え方がされているか ② 圏域の特性を踏まえて、地域包括ケアシステムの推進のために、効果的と思われる事業の提案がされているか ③ 市内の各種団体や周辺の住民と連携を取った事業展開が期待できるか ④ 市民ニーズの把握に関する優れた提案がされているか	20点
		⑤ 総合相談支援事業について優れた考え方がされているか ⑥ 権利擁護事業について優れた考え方がされているか ⑦ 認知症総合支援事業について優れた考え方がされているか	10点
		⑧ 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業について優れた考え方がされているか ⑨ 第1号介護予防支援事業について優れた考え方がされているか ⑩ 指定介護予防支援について優れた考え方がされているか	10点
		⑪ 介護予防普及啓発事業について優れた提案がされているか	5点
	小計		45点
合計			100点

別表3 日常生活圏域ごとの高齢者人口等 (令和8年4月1日現在)

※ただし、指定介護予防支援対象者数及び介護予防ケアマネジメント対象者数については、令和8年3月の数値

	人口総数	高齢者人口	高齢化率	後期高齢者人口	後期高齢化率	指定介護予防支援 対象者数*	介護予防ケア マネジメント 対象者数*
元町圏域 (ともづな中央)	38,777人	5,609人	14.46%	3,146人	8.11%	127人(35人)	61人(1人)
元町圏域 (ともづな浦安駅前)	35,591人	4,892人	13.75%	2,561人	7.20%	135人(35人)	48人(4人)
中町北部圏域	24,509人	7,834人	31.96%	4,915人	20.05%	168人(43人)	117人(17人)
中町南部圏域	31,438人	7,812人	24.85%	4,905人	15.60%	159人(36人)	85人(10人)
新町圏域	41,967人	6,724人	16.02%	3,170人	7.55%	103人(10人)	61人(6人)
市全体	172,282人	32,871人	19.08%	17,922人	10.85%	692人(159人)	372人(38人)

*太枠が本業務担当圏域

()内は指定居宅介護支援事業所への委託人数。